

# 知多半島医療圏保健医療計画の見直しについて

資料 2 - 1

## 1 趣旨

現在の知多半島医療圏地域保健医療計画（以下「医療計画」という。）は平成 26 年度から平成 29 年度までのものである。

平成 30 年度からの医療計画について、知多半島医療圏では、医療計画作成要領に基づき知多半島医療圏保健医療計画策定委員会を設けて、全面的に見直し、次期医療計画を平成 30 年 3 月を目途に公示する。

## 2 計画期間

平成 30 年度から平成 35 年度まで（6 年間）

## 3 策定委員

職 名	氏 名
半田市医師会長	花井 俊典
東海市医師会長	小嶋 真一郎
知多郡医師会長	安井 直
半田歯科医師会長	富 栄一
知多薬剤師会長	榊原 瑞輝
大府病院長	岡田 寿夫
半田市立半田病院長	石田 義博
厚生連知多厚生病院長	水野 志朗
公立西知多総合病院長	浅野 昌彦
半田市健康子ども部長	折戸 富和
東海市市民福祉部健康福祉監	山内 政信
阿久比町民生部長	蟹江 信裕

## 4 スケジュール（予定）

年月	県計画	医療圏計画	調査
28年 10月	医療審議会 (諮問等)		
11月			
12月			
29年 1月			
2月	医療体制部会（計画の基本方針・構成等の検討）	27日：圏域保健医療福祉推進会議 (医療計画策定委員会の設置)	
3月	医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）	6日：医療計画策定委員会 (圏域計画の構成等の検討)	
29年 4月			医療情報システム集計
5月			↓
6月	医療体制部会 (素案検討)		
7月			患者一日実態調査集計
8月		1日：医療計画策定委員会（素案検討） 29日：圏域保健医療福祉推進会議 ( <u>原案検討</u> ) 31日：県医療福祉計画課に原案を提出	↓
9月			
10月	医療体制部会 (試案検討)		
11月	医療審議会 (原案の決定)		
12月	市町村、三師会等へ意見照会 パブリックコメント		
30年 1月		医療計画策定委員会 (原案修正)	
2月	医療体制部会 (修正原案検討)	圏域保健医療福祉推進会議 ( <u>修正原案検討</u> )	
3月	医療審議会 (答申)		

## 5 見直しのポイント

目次		見直しのポイント
はじめに		今回の計画の見直し理由を修正、計画期間の修正
第1章 地域の概況	第1節 地勢	修正なし
	第2節 交通	時点修正
	第3節 人口及び人口動態	時点修正
	第4節 保健・医療施設	時点修正
第2章 機能を考慮した医療提供施設の整備目標	第1節 がん対策	県計画との整合性「禁煙サポート薬剤師」「緩和ケア病棟」
	第2節 脳卒中対策	県計画との整合性
	第3節 心筋梗塞等の心血管疾患対策	県計画との整合性 急性心筋梗塞に限らず、心不全等の合併症や他の心血管疾患を含めた医療提供体制の構築に係る指針を踏まえて修正
	第4節 糖尿病対策	時点修正、県計画との整合性 特定健康診査健診の実施状況
	第5節 精神保健医療対策	時点修正、県計画との整合性による修正 項目の整理
	第6節 歯科保健医療対策	時点修正、県計画との整合性「歯と口の健康づくり推進会議」
第3章 救急医療対策		愛知県地域医療再生計画の成果 時間外における小児科の適正受診の啓発
第4章 災害医療対策		知多半島医療圏医療救護活動計画の策定
第5章 周産期医療対策		先天異常胎児に対する周産機部門の整備
第6章 小児医療対策		PICUを有する小児救命救急センターの整備 病児保育に対する医療提供
第7章 へき地保健医療対策		時点修正、県計画との整合性「へき地保健医療計画」に位置付け
第8章 在宅医療対策		在宅医療に係る地域包括ケアシステムの整備
第9章 病診連携等推進対策		病病・病診の連携に向けた取組
第10章 高齢者保健医療福祉対策		高齢者に対する医療と介護の体制整備
第11章 薬局の機能強化等推進対策	第1節 薬局の機能推進対策	時点修正 「患者のための薬局ビジョン」
	第2節 医薬分業の推進対策	時点修正 「愛知県医薬分業推進基本方針」
第12章 健康危機管理対策		時点修正「特定感染症指定医療機関」

## 【参考：愛知県地域保健医療計画の見直しについて】

### 国の医療計画作成指針等

国において「医療提供体制の確保に関する基本方針」の一部改正（平成29年3月28日厚生労働省告示第88号）、「医療計画作成指針」の全面改正（平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知）が平成29年3月に行われた。

これを受け、平成25年3月に公示した愛知県地域保健医療計画を見直し、新たな計画を策定する。（計画期間：平成30年度～平成35年度）

### 【国の指針等改正のポイント】

- (1) 5疾病・5事業及び在宅医療
  - ア 5疾病・5事業及び在宅医療について、引き続き、重点的に取組みを推進する。なお、「急性心筋梗塞」は、「心筋梗塞等の心血管疾患」へ名称の見直し。
  - イ 精神疾患の医療体制の見直し
    - (ア) 将来の精神病床における入院需要や地域移行に伴う基盤整備量の目標設定などを通じ、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。
    - (イ) 統合失調症、うつ病・躁うつ病、認知症などの多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向けて、医療機関の役割分担・連携を推進し、各医療機関の医療機能を明確化する。
  - ウ 従来個別の計画を策定していた「へき地保健医療計画」及び「周産期医療体制整備計画」を医療計画に一本化。
  - エ 現状把握のため全都道府県共通の指標について、より医療提供体制を客観的に比較可能なものに変更。（新しく追加された指標等のデータについては、8月を目途に、国から都道府県へ配布される予定。）
- (2) 地域医療構想について
 

地域医療構想を踏まえた、急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的な医療提供体制の構築
- (3) 医療・介護の連携
  - ア 地域医療構想や市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画と整合がとれるよう、都道府県と市町村の協議の場を設置する。（市町村との協議の場の設置の具体的な進め方については、国において検討中であり、追って具体的な内容が示される予定。）
  - イ 計画期間を5年から6年に変更し、3年ごとに見直される市町村介護保険事業計画等との作成・見直しサイクルを一致させる。